

新型コロナウイルス感染症等の対応をお客様にお伝えして頂き、お申込み受付をお願い致します。

今後、国・都道府県知事・公安委員会などからの要請で合宿が中止になる場合もございます。ご理解を頂いた上でお申込手続きをお願い致します。

ご予約後に状況が変わる場合は、事前にご連絡をさせていただきます。

ご理解、ご協力のほど宜しくお願い致します。

### 1 入校をご遠慮して頂く場合

- (1) 入校時に体温が37.0℃以上ある方（当日、集合場所で確認）  
※ 当日のキャンセル料金が発生します。往復の交通費は自己負担になります。
- (2) 国の緊急事態宣言地域に該当する方（現在通われている高校・大学等及び実家）
- (3) 発熱・せき・頭痛・倦怠感・味覚嗅覚など身体に異常がある方
- (4) 本人、またはご家族の中で、入校日の45日以内に渡航歴のある方
- (5) 感染が明らかな方と接触された方、または感染歴がある方

### 2 合宿免許ご予約後、キャンセルをお願いする場合

- (1) 緊急事態宣言等で、国・都道府県知事・公安委員会などから営業中止の要請があった場合
- (2) 入校期日が近くなっても上記（1）が継続延長となるなど、新型コロナウイルスの終息が見込めないと自動車学校側で判断した場合
- (3) 宿泊予定先（寮・ホテル）が新型コロナウイルス発症の為、使用できない場合

### 3 持ち物について

- (1) マスク（滞在期間分）
- (2) 体温計
- (3) 保険証

### 4 入校後～卒業までのお願い

- (1) 滞在期間中も、毎日の検温及び記録を行いますのでご協力ください。
- (2) 体調不良の場合は、無理をせず職員等にご相談して下さい。

### 5 合宿コースを中断・中止にさせて頂く場合

- (1) 滞在中、宿舎内（寮・ホテル）で新型コロナウイルスが発症した場合
- (2) 滞在中、37.0℃以上の発熱がある方は一時帰宅して頂く場合があります。  
その際の交通費は自己負担となります。自宅に帰省する場合、公共交通機関での帰宅は不可となりますので、ご家族のお迎えが必要となります。
- (3) 指導員・職員・教習生による新型コロナウイルス発症の場合は、合宿コースを中断させていただきます。教習の再開は情勢により判断します。保健所等の指導により発症者及び非発症者の経過観察における一時滞在費用は、自己負担となります。
- (4) 転校等の手続きにつきましては、お客様毎に事情説明を行い転校希望等の聴取を行います。  
また、退校・転校時の返金額については、受講済みの教習（技能・学科）、宿泊代、食事代（昼・夜）、事務手数料差し引いた額となります。その際の往復交通費補助は不可となります。

### 6 教習所の予防についての取り組み

- (1) 指導員・職員のマスク着用
- (2) 教習車のハンドル・シフトレバー・シート・ドアノブ等の除菌
- (3) 教習車・校内各所の除菌と定期的な換気
- (4) こまめな手洗い・うがい・咳エチケットの励行
- (5) 校内各所での消毒液の設置
- (6) 宿舎各施設での消毒液等の設置
- (7) 指導員・職員・教習生（合宿生）の毎朝の検温・記録